



ロシアの石油天然ガス開発を対象とする米国の対ロ制裁・貿易管理の概要について

執筆者: 紺野 博靖、大槻 由昭

米国の対ロ経済制裁・貿易管理は、ロシアの石油天然ガス開発を対象とする個別の指示・条項を設けており、その適否はロシアでの石油天然ガス開発の組成、遂行に少なからず影響を与えている。

米国の経済制裁及び貿易管理の法令は多岐にわたっており、所轄官庁も、①商務省の産業安全保障局(Bureau of Industry and Security、略称 BIS)、②財務省の外国資産管理局(Office of Foreign Assets Control、略称 OFAC)、③国務省の国防貿易管理局(Directorate of Defense Trade Controls)、④原子力規制委員会(Nuclear Regulatory Commission)、及び⑤エネルギー省と、多元的であり複雑であるが¹、本稿では、その中でロシアの石油天然ガス開発を対象とする個別の経済制裁及び貿易管理を概説する。

外国資産管理局(OFAC)局長の指示書 4(Directive 4)による経済制裁

OFAC の局長は、2014 年 9 月 12 日付の指示書 4(Directive 4)²において、法律による例外又は OFAC による許認可がなされた場合を除き、以下の①から③を満たす米国人(U.S. person)の行為又は米国内の行為を禁止する旨決定している。

¹ なお、2009 年 8 月にオバマ政権は米国貿易規制の包括的な見直しを命じ、これを受けて翌 2010 年 4 月にゲーツ国防長官(当時)が、①規制品目リスト、②許認可機関、③執行機関及び④電子申請システムのシングル化を発表し検討を進めているが、その全てが達成されるには至っていない。

² 指示書 4 における OFAC の局長の決定は、2014 年 3 月 20 日の大統領令 13662 号(Executive Order 13662)の 1(a)(i)条、1(b)条及び 8 条、31C.F.R.589.802 条並びに上記大統領令 13662 号の 1(a)(i)条に基づく財務省長官の決定に基づくものであり、国務省との協議の上で発出されたものである。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

- ① ロシアの領土領海又はロシアが領海と主張する海域のプロジェクトで、かつ指示書 4 に服すると決定された者 (OFAC の部門別制裁対象者リスト (Sectoral Sanctions Identifications List) に掲載されている³。以下「SSI リスト掲載者」という。)、SSI リスト掲載者の資産又は SSI リスト掲載者の資産持分に関するものであって、
- ② 石油が生産される可能性のある深海、北極海沖又はシェールのプロジェクトにおける、
- ③ 探鉱又は生産を支援する物品、サービス、技術の、直接又は間接の、提供、輸出又は再輸出。

上記のように、指示書 4 の決定は、「米国人の行為」及び「米国内の行為」を禁止している。よって、「米国外の行為」及び「米国内の非米国人の行為」は対象外である⁴。この点は、後述する貿易管理が「米国外の非米国人の行為」にも適用される点と異なっている。

上記①のうち地理的要件について、ロシアの領土領海のみならず、「ロシアが領海と主張する海域」も含まれており、帰属に争いがある海域であってもロシアが領海と主張している限りは要件を満たすことになる。

また、上記①のうち属人的要件に関しては、SSI リスト掲載者、SSI リスト掲載者の資産又は SSI リスト掲載者の資産持分に関するプロジェクトであることが要件となっているが、「資産」に加えて「資産持分」とあり、SSI リスト掲載者がその全部を保有している資産に限らず、一部を保有している資産に関するプロジェクトもこれに該当することになる。また、SSI リスト掲載者が SSI リストに掲載されていない子会社を通じてプロジェクトに関与することで制裁を免れることを防ぐため、OFAC が 2014 年 8 月 13 日に発布した指針に従い、SSI リスト掲載者が 50% 以上を所有する法人、当該法人の資産又は当該法人の資産持分に関するプロジェクトも本要件を満たすとされる。

次に、上記②では、「石油が生産される可能性がある」プロジェクトであることが要件となっている。したがって、石油と天然ガスの両方が生産される可能性があるプロジェクトは該当することになるが、天然ガスのみが生産される可能性があるプロジェクトは該当せず制裁の対象外となる。また、OFAC は、上記②の「深海のプロジェクト」の意味については、500 フィート超の水深での作業が含まれるプロジェクトは深海プロジェクトとみなす旨、「北極海沖のプロジェクト」の意味については、海域で井戸を掘削し且つ北極圏に位置するプロジェクトを意味する旨、また、「シェールのプロジェクト」の意味については、シェール層から石油を生産できる可能性のあるプロジェクトを意味する旨の見解をそれぞれ述べている。よって、例えば、ロシア陸域のキャップロック下の貯留層 (即ちシェール層からではない) から石油を生産するプロジェクト、500 フィート以下の水深で作業が収まる北極圏に及ばないロシア領海におけるプロジェクト、陸域から井戸を掘削して水平坑井により北極圏まで到達させるプロジェクトはいずれも該当せず制裁の対象とならない。

最後に、上記③の「探鉱又は生産を支援するサービス」について、OFAC は、掘削サービス、G&G 分析、マネージメントサービス等が含まれるが、保険サービス、精算サービスなどの金融サービスは含まれないとの見解を明らかにしている。また、上記③の「生産」の範囲には、石油生産現場の貯留タンクより下流の石油の輸送、精製などは含まれない。

米国輸出管理規則 (EAR) による貿易管理

米国輸出管理規則 (Export Administration Regulations。15 CFR Chapter VII, subchapter C の各規則を指す。通称「EAR」という。) の 746.5 条(a)(1)は、EAR の Supplement No.2 に列挙された品目、並びに ECCN (EAR の規制品目リスト (CCL) の品目分類

³ SSI リストは、OFAC のホームページ (http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/SDN-List/Pages/ssi_list.aspx) で公開されている。

⁴ ただし、指示書 4 では、指示書 4 の禁止行為の脱法取引、脱法目的取引、違反誘因取引及び違反未遂取引並びに違反行為の共謀も禁止される旨付記しているところ、これらについての定め方は、「米国人の行為」又は「米国内の行為」に限定される定め方をしていないので、これらについては非米国人の行為ないし米国外の行為も対象とする解釈の余地を残している点に留意すべきである。

番号)0A998、3A229、3A231、3A232、6A991、8A992 及び 8D999 で指定される品目(以下「対象物品」と総称する。)の「輸出」、「再輸出」及び「移転(国内)」であって、かつ以下の①及び②を満たす場合については、商務省の産業安全保障局(BIS)の許可を受けなければならない旨を定めている。

- ① 対象物品が、ロシアの深海(水深 500 フィート超)、北極海沖、ロシア領土・領海のシェール層における、
- ② 石油又は天然ガスの探鉱又は生産のために直接又は間接に用いられると承知している場合、又は上記のプロジェクトに用いられるかどうか判別できない場合。

上記のとおり、EAR746.5 条(a)(1)は、「対象物品」の「輸出」、「再輸出」及び「移転(国内)」を対象としているところ、「対象物品」には、掘削装置、水平掘削用部品、掘削仕上装置、サブシープロセス装置、北極圏での運転が可能な船舶用機器、ワイヤラインダウンホールモータ及び装置、ドリルパイプ及びケーシング、水圧破碎用ソフトウェア、高圧ポンプ、地震探査装置、遠隔操縦船舶、圧縮機、膨脹器、バルブ並びにライザーなどが含まれている。なお、前述の OFAC の経済制裁が「米国人による行為」又は「米国内の行為」を対象として属人的又は属地的な要件を設けていたのと異なり、EAR の貿易管理は、「米国外の非米国人による行為」も規制対象となり得る点に留意が必要である。

次に、EAR746.5 条(a)(1)の「輸出」の意味については、定義条項⁵では米国外への物品の搬出又は移動を意味すると定義されているが、EAR730.5 条(c)は「他の文脈において『輸出』と見做されないかもしれない特定の行為が、EAR に服する輸出を構成する。米国内で非米国人にデモンストレーション又は口頭の方法で技術を開示することが輸出とみなされる。EAR の輸出の例には、米国外の装置を米国で修理した後に元の国に返送すること、米国の外国貿易地帯(FTZ)からの出荷、及び米国外で受け取られることになる非公知データの電送を含む。」と定めており、この考え方を具体化させるみなし条項が EAR734.13 条(a)に置かれている。同様に、「再輸出」の意味は、定義条項で、ある米国外の国から他の米国外の国への物品の搬出又は移転を意味すると定義されているが、上記の「輸出」の定義におけるみなし条項による拡大と同様の拡大が EAR734.13 条(b)に定められている。

上記 EAR の貿易管理と、前述の OFAC の経済制裁の規定ぶりの相違点について、上記①の地理的要件に関して、前述の OFAC の経済制裁はロシア領土・領海のみならず「ロシア連邦が領海と主張する海域」まで含めているのに対して、EAR の貿易管理ではかかる定めはない点がまず挙げられる。また、上記②において、「石油又は天然ガス」とあり、単に「石油」のみを対象としている前述の OFAC の経済制裁とは異なっている。したがって、天然ガスだけの探鉱又は生産も EAR の貿易管理の対象となり、BIS の許可が必要となる。なお、EAR の貿易管理においては、上記②の要件が、「石油又は天然ガスの探鉱又は生産のために用いられるかどうか判別できない場合」としており、石油又は天然ガスの探鉱又は生産のために用いられないことが明白でない限り、BIS の許可を必要としている点にも留意が必要である。

最後に、EAR746.5 条(b)は、EAR746.5 条(a)(1)に基づき BIS の許可を必要とする対象物品の「輸出」、「再輸出」及び「移転(国内)」のうち以下の①及び②を満たす場合は、BIS への許可申請は「拒絶されるとの想定のもとに審査される」と定めており、原則的に許可しないという方針を示している。

- ① 石油が生産される可能性のあるロシアの深海(水深 500 フィート超)、北極海沖、ロシア領土・領海のシェール層における
- ② 探鉱又は生産のために、直接又は間接に用いられる場合。

上記①は、単に「石油を生産する可能性のある」としており、天然ガスを含んでいない。よって、天然ガスだけが生産される可能性があるプロジェクトは EAR746.5 条(b)の場合に該当しない。この点において、前述の OFAC の経済制裁と平仄を合わせようとし

⁵ EAR722 条。

ている。

また、EAR746.5 条(a)(2)は、「対象物品」が上記の EAR746.5 条(a)(1)が定める場合に用いられ又は転用されるリスクがある場合に、EAR746.5 条(a)(1)の要件に該当しなくとも、BIS が、特別な通知又は EAR の改正により、特定の輸出、再輸出若しくは移転（国内）又は特定のエンドユーザー若しくは最終用途のための輸出、再輸出若しくは移転（国内）についても、許可を要求することができる旨を定めている点にも留意が必要である。

おわりに

以上では、ロシアの石油天然ガス開発を対象とする個別の経済制裁及び貿易管理を概説してきた。

冒頭に述べたように、米国の経済制裁及び貿易管理は複雑で、直接的にはロシアの石油天然ガス開発を対象としていないものの、間接的には関連するものも存在する。また、世界情勢、米国の外交政策とリンクした規制であり追加、改正、所管官庁の運用の変化によるリスクも否定できない⁶。

弊事務所は、ロシアの石油天然ガス開発案件向けに、弊事務所がハブとして米国・欧州・ロシアの専門弁護士を起用し、対口制裁の対応も含めたフルサービス提供の体制を整えている。

以 上



この ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_konno@jurists.co.jp

2007年ニューヨーク州弁護士登録。2014年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012年-2015年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出戦略企画室出向。その間「LNG国際市場可能性調査」「アジアレアアース調査」のリーダーも務める。2010年-2012年ブリスベンのクレイトン・ユッツ法律事務所Energy & Resources部門出向。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_otsuki@jurists.co.jp

2012年ニューヨーク州弁護士登録。2015年から 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「メキシコの石油天然ガス開発プロジェクトの最近の動向について」「経営判断の原則活用の観点からJoint Operating Agreementを考えてみる」、セミナー講師として、モザンビークの政府職員に対する鉱業契約のセミナー、石油鉱業連盟の基礎講座等。

⁶ 例えば、指示書 4 の発令当時の混乱状況について、ポストーク通信 2104 年 9 月 29 日(通巻 1062 号)は、ロシアの石油会社の代表者が、「海外の契約相手が制裁を理由に納品を断ってきたというケースは、ほぼ全ての業者が経験している。たとえそれが具体的な用途が決められ、他の目的で使用するのが不可能な機器であっても、サプライヤー側は納品をキャンセルしたり、納期を引き延ばして自国政府にに伺いを立てたりしている」と指摘した旨を報じている。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。